

衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月28日（金）、第28回の委員会が開かれました。

- 1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（内閣提出第62号）
 - ・小此木国務大臣、中山防衛副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・委員長から質疑終局が発議され、採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。（賛成－自民、公明、維新、国民）
 - ・岸本周平君（国民）提出の修正案について、提出者岸本周平君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、塩川鉄也君（共産）及び足立康史君（維新）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。（賛成－国民 反対－自民、公明、共産、維新）
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、公明、維新、国民 反対－共産）
 - ・平将明君外3名（自民、公明、維新、国民）から提出された附帯決議案について、岸本周平君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、公明、維新、国民 反対－共産）
 - （質疑者）足立康史君（維新）、阿部知子君（立民）、赤嶺政賢君（共産）、高井崇志君（国民）、後藤祐一君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

足立康史君（維新）

- （1）重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（以下「本法律案」という。）の対象施設等に関するリスト
 - ア 海上保安庁の施設及び有人国境離島地域離島のリストは、内閣委員会理事懇談会への配付により既に公になっていることの確認
 - イ 注視区域及び特別注視区域に該当する自衛隊関係施設の候補に係るリスト
 - a 提示できない理由
 - b 差し支えない情報のみを記載したリストの公表であれば安全保障上の懸念が生じない可能性
 - c 作成状況
 - ウ 国境離島のリスト
 - a 提示できない理由
 - b 既存のリストはないとの過去の答弁とaに対する答弁との整合性
- （2）特定海域における領海幅を3海里としていることの合理性
- （3）我が国におけるスパイ活動に関する令和3年2月5日の衆議院予算委員会の菅内閣総理大臣の答弁後の検討状況

阿部知子君（立民）

- （1）現地・現況調査
 - ア 内閣府に新設される調査等を担う組織の規模
 - イ 防衛省の地方支分部局等の関係機関に追加されることとなる協力体制が法定されない理由
 - ウ 防衛省等において協力体制を法定し法的担保を確保する必要性
 - エ 防衛省において協力の求めを受けることとなる地方支分部局の具体的な機関

- オ 自衛隊情報保全隊が情報収集を行い裁判で敗訴した過去の事案を把握しているかの確認
- カ 自衛隊情報保全隊が本調査に関与しないことの確認
- キ 本調査の協力を求められる具体的な機関
- (2) 原子力関係施設
 - ア 本施設を国家安全保障上の関連法制において土地調査又は規制の対象としている国の有無
 - イ 本施設の現地・現況調査を担当する具体的な機関
 - ウ 現地・現況調査により収集した情報の管理責任者
- (3) 行政庁の処分において弁明の機会が付与され、当該処分が覆った事案の有無

赤嶺政賢君（共産）

- (1) 防衛関係施設に係る区域指定をした場合の官報における公示方法
- (2) 重要施設の機能を阻害する行為の事例
- (3) 空港周辺で高さ制限を超える物件を設置した所有者に物件の除去を求めた件数
- (4) 高さ制限を超える物件の除去について新たに規定を設ける理由
- (5) 現行法で物件の除去を行うことができない事例の有無
- (6) 航空法改正の検討の有無

高井崇志君（国民）

- (1) 経済安全保障の重要性についての認識及び外国からの脅威への対処方法
- (2) 本法律案
 - ア 経済安全保障政策の中での位置付け
 - イ 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、森林（水源地）及び農地への規制について慎重に検討すべきとされた理由
 - ウ 森林（水源地）及び農地への規制についての有識者会議における議論
 - エ 外国資本の土地所有規制についての有識者会議における議論
 - オ 法施行5年後の検討の際には、森林（水源地）及び農地への規制を重要な検討項目とする必要性

後藤祐一君（立民）

- (1) 注視区域及び特別注視区域の指定対象となる防衛関係施設及び国境離島
 - ア 現時点と法施行後とで数変動することに対する認識
 - イ リストを提示する必要性
- (2) 有識者会議
 - ア 規制導入に慎重な立場の有識者からのヒアリング実施の有無
 - イ 不動産取引の実務者からのヒアリング実施の有無
 - ウ イのヒアリングを有識者会議においては実施していないことの確認
- (3) 本法律案に基づく報告徴収や事前届出等が不動産取引及び地価に影響を及ぼす可能性は小さいとの答弁が対象地域の不動産取引の実務者の意見を踏まえたものであるかの確認
- (4) 区域指定の対象地域の地価が下がる可能性
- (5) 区域指定の対象となり得る地域の不動産取引の実務者の意見を聴取した上で答弁を行う必要性
- (6) 本法律案の検討に当たってのパブリックコメント実施の有無
- (7) 基本方針の閣議決定日、注視区域及び特別注視区域の指定時期、土地等利用状況調査の開始時期、報告の徴収等、勧告及び命令の最短での実施日並びに事前届出義務規定の施行日
- (8) 第13条の事前届出

- ア 届出義務の発生日
 - イ アが不動産売買契約の締結日である場合の届出の方法
 - ウ イの場合の届出の「事前」の意味
 - エ イの場合における届出期間を公示する必要性
 - オ 届出の提出先
 - カ オが内閣府に新設される窓口のみであることの確認
- (9) 第13条の「200平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模」
- ア 具体的な範囲
 - イ 全国一律の面積基準を設定するかの確認
 - ウ 市街地、密集地等の状況を考慮した上で面積基準を設定する必要性
- (10) 第4条第2項第2号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」
- ア 政府が考慮するとしている「社会経済活動への影響」の具体例
 - イ 「社会経済活動への影響」の判断基準としての不動産の筆数の重要性
 - ウ 配慮が必要となる人口密度、事業所数等の具体的な数値
 - エ 事業所数から見た市ヶ谷の特殊性の有無
- (11) 区域の状況に応じて経済的社会的観点及び安全保障上の観点を比較衡量して面積基準の設定や報告徴収等の運用を柔軟に行う必要性